

東京都公安委員会告示第2,696号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4第18項並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和8年10月26日

東京都公安委員会

記

- 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名
別添のとおり
- 2 送達する書類の名称
別添のとおり
- 3 公示事項

当公安委員会は、道路交通法第51条の4第18項及び地方税法第20条の規定に基づき、前2の書類の送達を受けるべき者に対し、当該書類を送付したが、所在が不明のため、送達することができないので、当該書類は当公安委員会（警視庁交通部駐車対策課）において保管し、いつでもこれを交付するから、送達を受けるべき者は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。

東京都昭島市緑町3丁目3-26 株式会社石井商店	放置違反金納付命令書 (第 30-103-260812-408536)
東京都中央区晴海5丁目1-9-802 THONG WEI FUNG	放置違反金納付命令書 (第 30-103-260815-205200)
栃木県宇都宮市清原台6丁目3-3-202 佐藤 努	放置違反金納付命令書 (第 30-113-260915-206974)
兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬235-2-308 河野 力丸	放置違反金納付命令書 (第 30-331-260714-207934)
東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目6-8-1119 株式会社 MARO	放置違反金納付命令書 (第 30-332-260915-201376)
東京都中野区本町3丁目28-20-303 木内 蓮太郎	放置違反金納付命令書 (第 30-436-260810-453839)
東京都板橋区板橋2-61-16-802 東京未来都市建設 株式会社	放置違反金納付命令書 (第 30-545-260803-201324)
東京都板橋区板橋2-61-16-802 東京未来都市建設 株式会社	放置違反金納付命令書 (第 30-545-260804-201340)
千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目3・3F 幕張テクノガーデンCB棟 ネクサスジャパン 株式会社	放置違反金納付命令書 (第 30-545-260814-203060)
東京都豊島区北大塚2丁目7-1-1F 美光物流 株式会社	放置違反金納付命令書 (第 30-550-260810-429403)
東京都狛江市西野川4丁目20-1 ベンデュール101 小林 慎作	放置違反金納付命令書 (第 30-557-260721-411040)
栃木県宇都宮市鶴田町1960-131-V202 藤井 優子	放置違反金納付命令書 (第 30-772-260715-202041)
東京都江戸川区中葛西5丁目10-11 第5ボアビル304 中本 貴文	放置違反金納付命令書 (第 30-779-260711-201388)
東京都八王子市南町4-10-701 渡邊 裕一	放置違反金納付命令書 (第 30-883-260715-202624)

- 1 この処分に不服がある場合は、道路交通法第51条の4第18項及び地方税法第20条の2第3項の規定により、本掲示文書の送達があったものとみなされる日（以下「送達日」という。）の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会（警視庁交通部駐車対策課経由）に対し審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、送達日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においては、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

東京都港区高輪3丁目11-8-1402 中谷 健人	督促状 (第 30-106-260515-408441)
東京都港区高輪3丁目11-8-1402 中谷 健人	督促状 (第 30-106-260525-421393)
東京都港区高輪3丁目11-8-1402 中谷 健人	督促状 (第 30-109-260513-424240)
神奈川県横浜市鶴見区駒岡4丁目30-49 株式会社 a. d. p	督促状 (第 30-329-260814-201956)
東京都港区高輪3丁目11-8-1402 中谷 健人	督促状 (第 30-331-260513-209284)
東京都中央区日本橋浜町3丁目3-1-4103 石塚 みゆき	督促状 (第 30-331-260701-210660)
東京都江東区塩浜2丁目18-2 スカイメディア 株式会社	督促状 (第 30-437-260628-412030)
茨城県鉾田市梶山1301-12 GS Enterprise 合同会社	督促状 (第 30-440-260616-203486)
茨城県鉾田市梶山1301-12 GS Enterprise 合同会社	督促状 (第 30-440-260617-413098)
茨城県鉾田市梶山1301-12 GS Enterprise 合同会社	督促状 (第 30-440-260618-203499)
茨城県鉾田市梶山1301-12 GS Enterprise 合同会社	督促状 (第 30-440-260621-202233)
神奈川県愛甲郡愛川町三増450-3 古郡 隆登	督促状 (第 30-557-260521-444147)
東京都大田区蒲田3丁目12-14 GRANADO ROB CHRISTIAN OBLIGADO	督促状 (第 30-772-260322-206297)

- 1 この処分に不服がある場合は、道路交通法第51条の4第18項及び地方税法第20条の2第3項の規定により、本揭示文書の送達があったものとみなされる日（以下「送達日」という。）の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会（警視庁交通部駐車対策課経由）に対し審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、送達日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においては、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。